

お知らせ 知っていますか？ 建退共制度

勤労者退職金共済制度（建退共制度）は、建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興のために設立された制度です。事業主が労働者の勤務日数に応じた掛金を支払い、その労働者が建設業界から離れた時に退職金が支払われる、いわば建設業界全体での退職金制度です。

【加入できる事業主】

建設業を営む人

【対象となる人】

建設業の現場で働く人

【1人あたりの掛金】 日額 310 円

- 国の制度なので安全・確実で、申込手続は簡単です。
- 経営事項審査で加点評価の対象となります。
- 国が掛金の一部を助成します。
- 掛金は事業主負担ですが、法人では損金、個人では必要経費として扱われ、全額非課税となります。
- 事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

【問い合わせ】

（独）勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済三重県支部

☎ 059-224-4116

FAX 059-228-6143

【担当課】 商工労働課

お知らせ 全国家計構造調査にご協力ください

「全国家計構造調査」は、家計における消費、所得、資産・負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布消費の水準、構造などを全国的・地域別に明らかにするための調査です。5年ごとに実施してきた「全国消費実態調査」を全面的に見直して実施するもので、統計的な手法で選定した調査地域から無作為に抽出された世帯が対象となります。調査は、調査員が調査対象世帯に調査票を配布して行います。なお、調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外に使用することはありません。

調査の趣旨、必要性をご理解いただき、ご協力をお願いします。

【調査期間】

10月～11月

【問い合わせ】 総務課

☎ 22-9601 FAX 22-9672

お知らせ 国民健康保険被保険者証をご確認ください

現在お持ちの被保険者証の有効期限は9月30日（月）です。10月1日（火）から使える被保険者証は9月8日（日）以降順次、簡易書留郵便でお届けします。10月からは新しい被保険者証で診療を受けてください。

また、有効期限切れの被保険者証は、保険年金課または各支所住民福祉課の担当窓口へ返却するか、破棄してください。

◆記載内容を確認してください

記載内容に誤りがある場合や被保険者証が届かない場合はご連絡ください。

◆有効期限を確認してください

今回発行する被保険者証から有効期限が7月31日までに変更になります。なお、次の場合は期限が異なりますのでご注意ください。

- 75 歳になる人：75 歳になる誕生日の前日まで
- 退職者医療被保険者の人：65 歳になる月の月末まで（1 日生まれの人は前月末まで）
- ※ 退職被保険者の被扶養者は、退職被保険者本人か、被扶養者自身が 65 歳になる月のいずれか早いほうの月末まで（1 日生まれの人は前月末まで）

◆70 歳以上の人はご注意ください

令和 2 年 8 月から被保険者証と高齢受給者証が一体化されます。来年 8 月以降は「被保険者証兼高齢受給者証」となります。

【配達に関する問い合わせ】

日本郵便㈱ 上野郵便局

☎ 21-3232

※ 9 月 8 日～ 21 日の間に限る。

【問い合わせ】

保険年金課

☎ 22-9659

FAX 26-0151



伊賀の「いいね！」がいっぱい

★ facebook

伊賀市 公式
フェイスブックページ

2次元コード ▶



伊賀市の人口・世帯数 （令和元年 7 月 31 日現在）

人口 91,479 人

（男）44,917 人

（女）46,562 人

世帯数 40,547 世帯

三重とわか国体

開催まであと **755** 日

広報・運営・応援
ボランティア募集中

【問い合わせ】

国体推進課

☎ 43-9100 FAX 43-9102



「ヘルプマーク」を知っていますか？

援助や配慮を必要とする人が伝えやすく、支援ができる人が気づきやすくなる「おもいやりの絆」をつなげるマークです。

【問い合わせ】 障がい福祉課

☎ 22-9657 FAX 22-9662

✉ shougai@city.iga.lg.jp

ご意見をお聞かせください

広報いが市・行政情報番組（ウィークリー伊賀市・文字放送）について、ご意見・ご要望をお聞かせください。

【問い合わせ】 広聴情報課

☎ 22-9636 FAX 22-9617

✉ kouchoujouhou@city.iga.lg.jp

今月の納税

●納期限 9 月 30 日（月）

納期限内に納めましょう

国民健康保険税（3 期）

※納税は便利な口座振替で

【問い合わせ】

収税課 ☎ 22-9612

お知らせ 寝たきり高齢者等福祉手当

【対象者】 ①と②に該当する人

①次のいずれかの状態が6カ月以上継続している人

- ・介護認定が要介護4または5
- ・重度の認知症（介護認定に係る主治医意見書において認知症高齢者の日常生活自立度が「MJ」）

②月の3分の1以上が在宅生活の人 ※次に該当する人は対象外です。

- ・特別障害者手当、経過福祉手当、または重度障害者福祉手当の受給資格がある人
- ・病院や介護保険施設などに3カ月以上継続して入院または入所している人

【支給額】

月額 3,000 円

【支給月】

年2回（4月、10月）

申請方法など詳しくはお問い合わせください。

現在、寝たきり高齢者等福祉手当を受給している人は、受給資格確認のために9月上旬に市から届く状況届を9月25日(水)までに提出してください。

【問い合わせ】

○介護高齢福祉課

☎ 22-9634 FAX 26-3950

○各支所住民福祉課



催し 伊賀市国際交流フェスタ2019

世界の踊りを通して国際交流を体験してみませんか。外国の料理が食べられる屋台やスタンプラリー、伊賀の産品が当たる抽選会もあります。

【と き】 10月6日(日)

午前10時～午後3時

※荒天中止

【ところ】

とれたて市ひざっこ前駐車場
(平野西町1番地の1)

【問い合わせ】

○伊賀市国際交流協会

☎ 22-9629 FAX 22-9631

○市民生活課

☎ 22-9702 FAX 22-9641

お知らせ 動物愛護週間

9月20日～26日は動物愛護週間で、動物を愛する気持ちと動物の正しい飼い方について、関心と理解を深めてもらうための週間です。

◆動物の習性などを正しく理解し、最後まで責任をもって飼いましょう

犬や猫は10年以上生きる動物です。飼う前に正しい飼い方などの知識を持ち、最後まで責任を持って飼えるか、家族みんなで考えましょう。

◆人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけないようにしましょう

「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」で、犬の放し飼いは禁止されています。また、鳴き声や臭い、ふん尿などで迷惑をかけることは飼い主の責任です。散歩中のフンは必ず持ち帰り、近隣の生活環境を悪化させないようにしましょう。飼育環境を衛生的に保つことも大切です。

◆むやみに繁殖させないようにしましょう

動物にかけられる時間・空間には限りがあります。生まれる命に責任が持てないのであれば、不妊・去勢手術をしましょう。

◆動物による感染症の知識を持ちましょう

動物の病気や感染症などの正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払いましょう。

◆飼い主を明らかにしましょう

迷子などを防ぐため、鑑札・マイクログリップなどを装着しましょう。

◆災害に備えて日頃から準備を整えましょう

避難所などでの生活を想定して、ゲージなどの中に入ることや他の動物や人を怖がったり攻撃的にならないように慣らしておくなど、しつけと健康管理を行いましょう。また、ペット用の避難用品や備蓄品も確保しておきましょう。親戚や友人などペットの一時預け先を確保しておくことも必要です。

【問い合わせ】

市民生活課

☎ 22-9638

FAX 22-9641



お知らせ 年金生活者支援給付金

10月1日から年金生活者支援給付金制度が始まります。年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

【対象者】

■老齢基礎年金を受給している人で次の要件をすべて満たしている人

- 65歳以上である。
- 世帯員全員の市民税が非課税である。
- 年金収入額とその他の所得額の合計が87万9,300円以下である。

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給していて、前年の所得額が462万1,000円（扶養親族なしの場合）以下の人

【請求手続き】

①平成31年4月1日以前から年金を受給している人

対象者には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し、郵送してください。

②平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた人

年金事務所または保険年金課、各支所住民福祉課で請求手続きをしてください。

※年金の請求手続きとあわせて年金生活者支援給付金請求書をすでに提出いただいた人は、再度提出いただく必要はありません。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

【給付金に関する問い合わせ】

給付金専用ダイヤル

☎ 0570-05-4092(ナビダイヤル)

☎ 03-5539-2216

【問い合わせ】

保険年金課

☎ 22-9659 FAX 26-0151